

【指定申請書類の簡略化必要書類】

〈譲渡元法人〉

- ・各事業所の廃止届

〈譲渡先法人〉

**各事業所ごとに以下の書類を準備してください。※1**

- 指定申請書
- 譲渡契約書等（押印済みのもの、写し）
- 登記事項証明書※2
- 付表
- 誓約書※3
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出等（福祉用具販売は不要）
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（福祉用具販売は不要）
- 手数料免除申請書（介護予防分）
- 介護事業所承継に伴う加算等の継続算定依頼書※4

※1 様式について、**指定手続手引書**をご覧ください。

※2 1事業所分は原本を提出し、他の事業所分は「原本は〇〇事業所添付」と記載した写しを提出してください。

※3 申請時点の役員及び管理者について記入してください。

※4 各運営担当にご相談ください。加算によっては添付書類が別途必要になりますのでお願いいたします。

※5 事業所ごとのファイリングは不要です。クリアファイルに事業所ごとに書類を入れてください。2つ穴を空けてご提出ください。

※6 その他、基本的に変更点はないと思いますが、何か変更点があれば適宜必要な書類を提出してください。（指定手続手引書参照。）